

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

「忙しくて・・・」「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったりします。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付は、便利で安心、確実な『口座振替』または『クレジットカード納付』をお勧めします。

『前納割引制度』等を利用するとおトクです！



★ 口座振替による納付方法は次の5種類あります。

- ① 2年前納（4月～翌々年3月分）
- ② 1年前納（4月～翌年3月分）
- ③ 6カ月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）
- ④ 当月末振替（早割）
- ⑤ 翌月末振替 ※割引なし

★ クレジットカードによる納付方法は次の3種類あります。

- ① 2年前納（4月～翌々年3月分）
- ② 1年前納（4月～翌年3月分）
- ③ 6カ月前納（4月～9月分、10月～翌年3月分）

保険料額

令和2年度分保険料
16,540円×12月=198,480円 **2年度合計**

令和3年度分保険料
16,610円×12月=199,320円 **397,800円**

★ 振替の種類に応じた割引額（割引額は、令和2年度、令和3年度保険料による金額です。）

令和2年度 振替方法別割引額	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付（納付書による現金・クレジットカード納付および翌月末振替の口座振替）	16,540円	—	99,240円	—	198,480円	—	397,800円	—
毎月振替【早割】 （当月末振替の口座振替）	16,490円	50円	98,940円	300円	197,880円	600円	396,600円	1,200円
6ヶ月前納 （現金・クレジットカード納付）	—	—	98,430円	810円	196,860円	1,620円	394,560円	3,240円
6ヶ月前納 （口座振替）	—	—	98,110円	1,130円	196,220円	2,260円	393,280円	4,520円
1年前納 （現金・クレジットカード納付）	—	—	—	—	194,960円	3,520円	390,740円	7,060円
1年前納 （口座振替）	—	—	—	—	194,320円	4,160円	389,460円	8,340円
2年前納 （現金・クレジットカード納付）	—	—	—	—	—	—	383,210円	14,590円
2年前納 （口座振替）	—	—	—	—	—	—	381,960円	15,840円

※ 一部免除（一部納付）されている方は、口座振替の前納制度はご利用いただけません。

令和3年度分保険料の口座振替による前納『10月～翌年3月の6ヶ月前納』の申込期限は令和3年8月末ですが、『2年前納、1年前納、4月～9月の6ヶ月前納』の申込期限は令和3年2月28日ですので、ご希望の方は早急に手続きを！

★ 前納用納付書について

- ・ 1年度分・6カ月前納用の納付書は4月上旬に発送されます。
- ・ 2年度分前納に使用する納付書の発送はお申し込みが必要なため、稚内年金事務所へお問い合わせください。
- ・ 現金払いでの前納は1年度や6ヶ月分だけではなく、任意の月分から当年度末または翌年度末までの分を前納することも可能です。この場合、専用の納付書が必要になりますので稚内年金事務所へお問い合わせください。

口座振替をご希望の方は「納付書、年金手帳、通帳、金融機関届出印」をお持ちのうえ、ご希望の金融機関または役場住民生活課、もしくは稚内年金事務所へ、クレジットカード納付をご希望の方は「納付書、年金手帳、クレジットカード」をお持ちのうえ、役場住民生活課または稚内年金事務所へお申し出ください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所

電話：0162-32-1941

住民生活課 住民グループ

電話：5-1112 告知端末機：5-8812